

貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

1 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記の「2 基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高」及び「3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳」に記載をしております。

2 引当金の明細

記載すべき事項はありません。